

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月10日
【四半期会計期間】	第148期第3四半期（自平成28年10月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	日本曹達株式会社
【英訳名】	Nippon Soda Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 彰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 笹部 理
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 笹部 理
【縦覧に供する場所】	日本曹達株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第147期 第3四半期 連結累計期間	第148期 第3四半期 連結累計期間	第147期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	自平成28年4月1日 至平成28年12月31日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	99,965	88,994	142,711
経常利益 (百万円)	14,727	6,222	18,952
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	13,194	5,966	14,313
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	10,650	6,461	6,533
純資産額 (百万円)	135,612	133,708	131,489
総資産額 (百万円)	229,970	212,930	220,587
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	85.78	38.83	92.81
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.8	61.6	58.5

回次	第147期 第3四半期 連結会計期間	第148期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年10月1日 至平成27年12月31日	自平成28年10月1日 至平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	24.94	13.11

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年12月9日開催の取締役会にて、Certis Europe B.V.社(以下「Certis社」という。)の株式147株の譲渡を受けることを主な内容とする当社とMitsui AgriScience International S.A./N.V.社との契約およびCertis社の株式442株の譲渡を受けることを主な内容とする当社と当社の連結子会社であるNISSO CHEMICAL EUROPE GmbH社との契約の締結を決議し、同年12月20日付で株式譲渡契約を締結しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用情勢の改善等により緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外経済は先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、製品の拡販等の積極的な営業活動とコスト削減を推進してまいりました。しかしながら、為替レートが前年度よりも円高で推移した影響等により、当第3四半期連結累計期間の売上高は889億9千4百万円(前年同期比11.0%減)、営業利益は24億5千7百万円(前年同期比44.3%減)となりました。

経常利益は、当社持分法適用関連会社Novus International, Inc.(以下「Novus社」という。)の減益、及び同社に対する所有持分比率が35%から20%に変動したこと等により、62億2千2百万円(前年同期比57.7%減)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は59億6千6百万円(前年同期比54.8%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[化学品事業]

カセイカリ等が堅調に推移したものの、青化ソーダ及び樹脂添加剤「NISSO-PB」等の減少や、一部の医薬品原料の販売終了により、当累計期間の売上高は272億2千6百万円(前年同期比14.1%減)となりました。

[農業化学品事業]

殺菌剤「ベフラン」等が堅調に推移したものの、殺虫剤「モスピラン」及び殺菌剤「トップジンM」等の為替の影響に伴う輸出向けの減少により、当累計期間の売上高は236億9千1百万円(前年同期比9.2%減)となりました。

[商社事業]

飼料添加物等が堅調に推移したものの、ウレタン原料等の減少により、当累計期間の売上高は245億2千万円(前年同期比2.5%減)となりました。

[運輸倉庫事業]

倉庫業及び運送業が堅調に推移したことにより、当累計期間の売上高は29億7千5百万円(前年同期並み)となりました。

[建設事業]

プラント建設工事の減少により、当累計期間の売上高は59億6千8百万円(前年同期比33.7%減)となりました。

[その他]

当累計期間の売上高は46億1千2百万円(前年同期比9.2%減)となりました。

(2)連結財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、持分法適用関連会社であるNovus社からの配当金を受領し投資有価証券が減少したことや、受取手形及び売掛金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ76億5千6百万円減少し、2,129億3千万円となりました。

負債につきましては、短期借入金や長期借入金が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ98億7千5百万円減少し、792億2千2百万円となりました。

また、純資産は前連結会計年度末に比べ22億1千8百万円増加し、1,337億8百万円となりました。この結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は61.6%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主、取引先、社員及び地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念としております。この理念のもと、当社は独自の特色ある技術の活用により高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で化学を中心に事業を展開する技術指向型の企業グループを目指しております。

この経営の方針を踏まえ、厳しい事業環境のもとでも安定的な利益を確保できる事業構造・体制を目指し、農業化学品、機能化学品等の分野において新規製品の開発を推進し企業化を図るとともに、生産効率のさらなる追求や利益管理の徹底により既存事業の競争力強化を進める一方、スリムで効率的な組織への改革や人的パワーの活性化を促進する等、経営基盤の強化を図っているほか、生産・財務・購買を中心にグループ各社と連携を深め、グループ全体として経営資源の効率化や利益の最大化に取り組んでおります。さらに、環境保全への取組み、経営情報のディスクロージャー、法令倫理面の社内体制強化等も推し進め、社会からの信頼性向上を図ってまいります。

当社は、これらの取組みとともに株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指して努力しております。

基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。特に、農業化学品や機能化学品において高付加価値製品の開発を推進するためには、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があるため、また、この開発を支える「当社独自の特色ある技術」を今後とも確保し継承するには、国内外の取引先をはじめ社員及び関係会社等と安定的かつ強固な信頼関係を維持することが不可欠であります。これらの当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為や買付提案がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供される必要があります。株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

これらを考慮し、当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付等がなされた場合の対応方針を含めた、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入しております。

[当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の概要]

本対応策では、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模買付行為を対象といたします。

大規模買付行為に賛同するか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思に依拠するべきものであると考えますが、その判断の前提として、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報提供と判断のための十分な考慮期間の確保が必要と考えており、そのため、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定しております。

大規模買付ルールにおきましては、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供すること及び本必要情報の提供完了後、最長60日間（対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定しております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等の対抗措置を講じることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、対抗措置を発動すべきと判断した場合には、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定したうえで、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催し、必ず株主の皆様のご意思を確認することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動することの可否について、当該株主総会の決議に従うものいたします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間と株主検討期間の経過後にのみ開始できるものいたします。

この「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、平成27年5月19日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。（当社ウェブサイト <http://www.nippon-soda.co.jp/>）

上記取組みの合理性等の確保について

本対応策は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社役員の地位維持を目的としたものではなく、且つ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでもないと考えております。

また、本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっております。

さらに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることを理由として対抗措置を発動する場合には、必ず株主総会において対抗措置発動の可否について決議をとることとしており、株主の皆様のご意思を反映し当社取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保できております。

なお、本対応策における対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、本対抗措置を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応策の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、42億4百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,636,535	155,636,535	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	155,636,535	155,636,535	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	-	155,636,535	-	29,166	-	24,148

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,094,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 150,349,000	150,349	-
単元未満株式	普通株式 1,193,535	-	-
発行済株式総数	155,636,535	-	-
総株主の議決権	-	150,349	-

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本曹達株式会社	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 1	4,094,000	-	4,094,000	2.63
計	-	4,094,000	-	4,094,000	2.63

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,517	35,348
受取手形及び売掛金	42,790	32,718
たな卸資産	27,913	32,105
繰延税金資産	2,001	1,435
その他	2,974	3,990
貸倒引当金	214	185
流動資産合計	89,982	105,414
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	17,079	16,498
機械装置及び運搬具(純額)	18,076	17,916
工具、器具及び備品(純額)	1,626	1,661
土地	15,341	15,333
リース資産(純額)	286	229
建設仮勘定	1,144	2,206
有形固定資産合計	53,553	53,845
無形固定資産		
のれん	939	762
その他	1,140	916
無形固定資産合計	2,079	1,679
投資その他の資産		
投資有価証券	63,096	39,504
退職給付に係る資産	7,030	7,494
繰延税金資産	2,319	2,272
その他	2,623	2,752
貸倒引当金	98	33
投資その他の資産合計	74,971	51,990
固定資産合計	130,605	107,516
資産合計	220,587	212,930

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,670	17,623
電子記録債務	3,376	2,094
短期借入金	35,712	31,356
未払法人税等	905	252
賞与引当金	3,449	947
その他	5,897	6,478
流動負債合計	64,011	58,752
固定負債		
長期借入金	14,019	9,426
繰延税金負債	5,251	4,801
退職給付に係る負債	2,564	2,545
環境対策引当金	322	806
その他	2,928	2,889
固定負債合計	25,086	20,469
負債合計	89,097	79,222
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,166	29,166
資本剰余金	29,359	29,359
利益剰余金	64,806	68,774
自己株式	20	2,228
株主資本合計	123,311	125,071
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,605	7,273
繰延ヘッジ損益	166	247
為替換算調整勘定	1,525	903
退職給付に係る調整累計額	291	112
その他の包括利益累計額合計	5,672	6,010
非支配株主持分	2,505	2,626
純資産合計	131,489	133,708
負債純資産合計	220,587	212,930

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	99,965	88,994
売上原価	75,228	66,993
売上総利益	24,736	22,000
販売費及び一般管理費	20,321	19,543
営業利益	4,414	2,457
営業外収益		
受取利息	3	5
受取配当金	509	517
持分法による投資利益	9,647	3,530
その他	1,084	1,200
営業外収益合計	11,245	5,253
営業外費用		
支払利息	378	299
環境対策引当金繰入額	17	514
その他	536	674
営業外費用合計	932	1,488
経常利益	14,727	6,222
特別利益		
持分変動利益	-	907
投資有価証券売却益	509	261
固定資産売却益	31	-
その他	27	-
特別利益合計	569	1,169
特別損失		
固定資産廃棄損	137	112
その他	49	24
特別損失合計	187	136
税金等調整前四半期純利益	15,109	7,255
法人税、住民税及び事業税	665	2,245
法人税等調整額	1,087	1,067
法人税等合計	1,753	1,178
四半期純利益	13,356	6,077
非支配株主に帰属する四半期純利益	161	110
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,194	5,966

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	13,356	6,077
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	2,732
繰延ヘッジ損益	94	174
為替換算調整勘定	305	516
退職給付に係る調整額	81	104
持分法適用会社に対する持分相当額	2,566	1,762
その他の包括利益合計	2,705	384
四半期包括利益	10,650	6,461
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,575	6,304
非支配株主に係る四半期包括利益	75	157

【注記事項】

(会計方針の変更)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)からに該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

(環境対策引当金)

当第3四半期連結会計期間において、従来から引当計上していたポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の処理費用に加え、新たに合理的な費用を見積もることが可能となったPCB廃棄物等の処理費用の見積額を環境対策引当金繰入額として営業外費用に計上しております。

これにより、従来の方法と比べて、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益が514百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)、執行役員および参与(以下「役員等」という。)に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に、役員等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員等の退任時とします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第3四半期連結会計期間末において205百万円、370,000株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
Novus International, Inc.	112百万円	23,306百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
減価償却費	4,681百万円	4,798百万円
のれんの償却額	176	176

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,520	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	778	5	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成27年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、三和倉庫株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換を主因として、資本剰余金が3,264百万円増加し、自己株式が643百万円減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,089	7	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	909	6	平成28年9月30日	平成28年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	化学品 事業	農業 化学品 事業	商社 事業	運輸倉庫 事業	建設 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	31,680	26,097	25,146	2,953	9,006	94,885	5,080	99,965	-	99,965
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11,751	38	3,434	1,262	3,349	19,836	2,368	22,204	22,204	-
計	43,432	26,136	28,580	4,215	12,356	114,721	7,448	122,169	22,204	99,965
セグメント利益	2,048	270	187	361	991	3,859	522	4,381	33	4,414

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、非鉄金属事業及び環境開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)3
	化学品 事業	農業 化学品 事業	商社 事業	運輸倉庫 事業	建設 事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	27,226	23,691	24,520	2,975	5,968	84,381	4,612	88,994	-	88,994
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11,812	50	3,409	1,190	2,844	19,307	2,403	21,710	21,710	-
計	39,038	23,742	27,929	4,165	8,812	103,689	7,015	110,705	21,710	88,994
セグメント利益 又は損失()	929	214	398	289	542	1,945	331	2,276	181	2,457

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、非鉄金属事業及び環境開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	85円78銭	38円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	13,194	5,966
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	13,194	5,966
普通株式の期中平均株式数 (千株)	153,814	153,665

- (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 . 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT) 」に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1 株当たり四半期純利益金額の算定上、控除した「株式給付信託 (BBT) 」の期中平均株式数は、当第 3 四半期連結累計期間においては37,000株であります。

(重要な後発事象)

(株式の取得による持分法適用関連会社化)

当社は、平成28年12月9日開催の取締役会において、当社の投資先であるCertis Europe B.V.社 (以下、「Certis社」) の株式を追加取得し、持分法適用関連会社とすることを決議し、以下のとおり株式を取得しました。

1 . 株式取得の目的

Certis社は欧州において化学農薬及び生物農薬の販売を行っており、世界的な農産物需要の増大に伴い、同社の業績は堅調に推移しております。

今回の株式取得を契機に、当社はCertis社を欧州における重要パートナーと位置付け、当社製品の拡販と、今後発売を予定している新規農薬の速やかなシェア拡大を図ります。

2 . 取得した株式に係る会社の名称、事業内容、規模

- (1) 名称 Certis Europe B.V.
(2) 事業内容 欧州における化学農薬・生物農薬の販売
(3) 資本金の額 1,335千ユーロ (平成28年12月31日現在)

3 . 株式取得の時期

平成29年1月12日

4 . 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

- (1) 取得した株式の数 147株
(2) 取得価額 2,369千ユーロ
(3) 取得後の持分比率 20.0% (追加取得前の持分比率15.0%)

2 【その他】

平成28年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....909百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....6円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成28年12月6日

(注) 平成28年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月10日

日本曹達株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 隆良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中條 恵美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡 昌樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本曹達株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。